

○横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（抜粋）

平成10年 1月23日

規則第1号

改正 平成11年 3月規則第28号

平成12年 3月31日規則第30号

平成16年12月24日規則第103号

平成17年 3月31日規則第50号

平成18年 3月31日規則第84号

平成18年 9月29日規則第131号

平成19年10月 1日規則第100号

平成20年 2月 5日規則第 8号

平成25年 7月25日規則第68号

平成25年10月25日規則第81号

平成25年12月25日規則第85号

令和元年 6月25日規則第10号

令和元年 8月23日規則第19号

令和 2年 4月 3日規則第46号

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則をここに公布する。

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、横浜市福祉のまちづくり条例（平成24年12月横浜市条例第90号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（平25規則68・一部改正）

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（一般都市施設及び指定施設）

第3条 条例第2条第2項第3号の一般都市施設は、別表第1一般都市施設の欄に掲げる施設とする。

2 条例第2条第2項第4号の指定施設は、別表第1一般都市施設の欄に掲げる施設のうち、当該指定施設の欄に定める施設とする。

（平25規則68・一部改正）

(建築物移動等円滑化基準)

第3条の2 条例第21条に規定する規則で定める構造及び配置に関する事項は、別表第1の2及び別表第1の3に定めるとおりとする。

(平25規則68・追加)

(整備基準)

第4条 条例第25条第2項に規定する一般都市施設整備基準は、別表第2から別表第4までに定めるとおりとし、指定施設以外の全ての一般都市施設について適用する。

2 条例第25条第3項に規定する指定施設整備基準は別表第5から別表第8までに定めるとおりとし、これらの適用については別表第9に定めるとおりとする。

(平25規則68・一部改正)

第5条 削除

(平25規則68)

(事前協議)

第6条 条例第28条第1項の規定により協議をしようとする者は、指定施設新設等(変更)事前協議書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 指定施設新設等(変更)事前協議書には、別表第10に掲げる図書及び指定施設整備基準への適合状況が分かる図書を添付しなければならない。

3 条例第28条第1項の規定による協議は、次の各号に掲げる指定施設について、当該各号に定める期限までに行わなければならない。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項及び第6条の2第1項(同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請

(以下「確認申請」という。)を要する指定施設のうちその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの 確認申請をしようとする日の40日前

(2) 確認申請を要する指定施設のうちその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のもの 確認申請をしようとする日の30日前

(3) その他の指定施設 工事に着手しようとする日の30日前

4 市長は、条例第28条第1項の規定による協議が終了したときは、指定施設新設等(変更)事前協議終了通知書(第2号様式)を当該協議をした者に交付するものとする。

(平11規則28・平17規則50・平25規則68・一部改正)

(工事完了の届出)

第7条 条例第29条の規定による届出は、工事完了届出書(第3号様式)により行わなけ

ればならない。

- 2 工事完了届出書には、別表第10に掲げる図書並びに指定施設整備基準への適合状況が分かる図書及び写真を添付しなければならない。

(平25規則68・一部改正)

(適合証の交付等)

第7条の2 条例第31条第1項に規定する指定施設整備基準適合証の様式は、第4号様式とする。

- 2 条例第31条第2項に規定する一般都市施設整備基準適合証の様式は、第5号様式とする。

- 3 条例第31条第2項及び第3項の規定による一般都市施設整備基準適合証又は指定施設整備基準適合証（以下これらを「適合証」という。）の交付の請求は、適合証交付請求書（第6号様式）により行わなければならない。

- 4 適合証交付請求書には、別表第10に掲げる図書並びに整備基準への適合状況が分かる図書及び写真を添付しなければならない。

- 5 市長は、第3項に規定する請求があった場合において、整備基準に適合しないと認めて不交付の決定をしたときは、当該請求者に適合証不交付決定通知書（第7号様式）によりその旨を通知するものとする。

- 6 市長は、次のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者から当該適合証を返還させることができる。

- (1) 虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。
- (2) 交付の対象となった施設が改修等により整備基準に適合しなくなったとき。
- (3) その他適合証を返還させることが適当であると市長が認めるとき。

(平25規則68・追加)

(表示板)

第8条 条例第32条第1項に規定する規則で定める一般都市施設は、別表第1 1建築物の部に掲げる施設のうち、指定施設以外の一般都市施設にあつては別表第2に、指定施設にあつては別表第5（別表第9に定めるところにより適用される基準に限る。以下この条において同じ。）に定める基準に適合し、かつ、別表第11に定める全ての基準に適合した施設とする。

- 2 条例第32条第1項の表示板（以下「表示板」という。）は、前項に定める施設を所有し、又は管理する者から請求を受けた場合に交付するものとし、その様式は、第8号様

式とする。

3 市長は、次のいずれかに該当するときは、表示板の交付を受けた者から表示板を返還させることができる。

(1) 交付の対象となった一般都市施設が改修等により、指定施設以外の一般都市施設にあつては別表第2に、指定施設にあつては別表第5に定める基準に適合しなくなったとき又は別表第11に定める基準に適合しなくなったとき。

(2) その他表示板を返還させることが適当であると市長が認めるとき。

(平25規則68・一部改正)

(勧告)

第9条 条例第36条第1項の規定による勧告は、勧告書（第9号様式）により行うものとする。

2 条例第36条第2項の規定による勧告は、勧告書（第10号様式）により行うものとする。

(平25規則68・一部改正)

(公表)

第10条 条例第37条第1項の規定による公表は、横浜市報への登載その他広く市民に周知する方法により行うものとする。

2 条例第37条第1項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

(1) 勧告を受けた者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

(2) 勧告を受けた者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

(3) 勧告の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

(平25規則68・一部改正)

(意見の聴取)

第11条 条例第37条第3項の規定による意見の聴取は、口頭で意見を述べることを市長が認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出させて行うものとする。

2 条例第37条第3項の規定により意見を述べようとする者は、意見書を提出する際（口頭で意見を述べることを認められた場合にあつては、その際）に、証拠書類等を提出することができる。

3 条例第37条第3項の規定による通知は、意見聴取通知書（第11号様式。口頭で意見を

述べることを認められた場合にあっては、第12号様式) により行うものとする。

(平25規則68・一部改正)

(身分証明書)

第12条 条例第38条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第13号様式)とする。

(平25規則68・一部改正)

(委任)

第13条 この規則の施行について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平18規則84・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から市長が別に定める日までの間における別表第1の5の項及び6の項に掲げる指定施設に係る別表第5の10の項に規定する整備基準の適用については、別表第9の5の項及び6の項用途に供する部分の床面積の合計の欄中「300平方メートルを超え」とあるのは、「500平方メートルを超え」とする。

附 則(平成11年3月規則第28号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第6条中横浜市福祉のまちづくり条例施行規則第6条第3項第1号の改正規定は、平成11年5月1日から施行する。

附 則(平成12年3月規則第30号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月規則第103号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、この規則の規定は適用しない。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用すること

ができる。

附 則（平成17年3月規則第50号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則第6条第3項第1号及び第2号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する横浜市福祉のまちづくり条例（平成9年3月横浜市条例第19号）第22条第1項の規定による協議（以下「協議」という。）について適用し、施行日前に開始した協議については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、この規則による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第5、別表第9及び別表第11の規定は適用しない。

附 則（平成18年3月規則第84号） 抄

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月規則第131号） 抄

（施行期日）

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

（横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 第2条の規定による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第1の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に横浜市福祉のまちづくり条例（平成9年3月横浜市条例第19号）第22条第1項の規定による協議（以下「協議」という。）を開始した建築物について適用し、施行日前に協議を開始した建築物については、なお従前の例による。

3 この規則第2条の規定による改正前の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第1の規定は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設、法附則第48条に規定する精神障害者社会

復帰施設及び法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設（以下「旧法施設」という。）については、当該旧法施設が法附則第41条第1項、第48条又は第58条第1項の規定に基づきなお従前の例により運営している間は、なおその効力を有する。

附 則（平成19年10月規則第100号） 抄
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月規則第8号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第4の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設又は改修の工事に着手した一般都市施設（横浜市福祉のまちづくり条例（平成9年3月横浜市条例第19号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する一般都市施設をいう。以下同じ。）である公園（指定施設（同条第4号に規定する指定施設をいう。以下同じ。）である公園を除く。以下同じ。）について適用し、施行日前に新設又は改修の工事に着手した一般都市施設である公園については、なお従前の例による。
- 3 新規則別表第5から別表第9まで及び別表第11の規定は、施行日以後に条例第22条第1項の規定による協議（以下「協議」という。）を開始した指定施設について適用し、施行日前に協議を開始した指定施設については、なお従前の例による。

附 則（平成25年7月規則第68号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

（委員の任期）

- 2 横浜市福祉のまちづくり条例（平成24年12月横浜市条例第90号）附則第4項の規則で定める日は、平成27年7月14日とする。

附 則（平成25年10月規則第81号）
この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年12月規則第85号）
この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（令和元年6月規則第10号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年8月規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の2の11の項(1)を削る改正規定及び同項(2)の改正規定（「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に改める部分及び「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に改める部分を除く。）並びに別表第5の11の項(1)の改正規定（「1以上（客室の総数が100を超える場合は、2以上）」を「客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上」に改める部分に限る。）並びに次項及び附則第3項の規定は、令和元年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第1の2の11の項の規定は、前項ただし書に規定する日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、同日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。
- 3 新規則別表第5の11の項(1)の規定は、第1項ただし書に規定する日以後に着手する建築（用途の変更をして指定施設にすることを含む。）又は大規模の修繕若しくは模様替（以下この項において「建築等」という。）及び当該建築等をした指定施設の維持保全について適用し、同日前に着手した建築等及び当該建築等をした指定施設の維持保全については、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月規則第46号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第8及び別表第9の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設又は改修の工事に着手した公共交通機関の施設について適用し、施行日前に新設又は改修の工事に着手した公共交通機関の施設については、なお従前の例による。
- 3 新規則別表第10の規定は、施行日以後に新設又は改修の工事に着手する公共交通機関

の施設に係る横浜市福祉のまちづくり条例（平成24年12月横浜市条例第90号）第28条第1項の規定による協議（以下「協議」という。）について適用し、施行日前に新設又は改修の工事に着手する公共交通機関の施設に係る協議については、なお従前の例による。

別表第1（第3条）

1 建築物

（省略）

2 道路

（省略）

3 公園

（省略）

4 公共交通機関の施設

区分	一般都市施設	指定施設
1 鉄道の駅	鉄道の駅	すべての施設
2 軌道の停留所	軌道の停留所	すべての施設
3 港湾旅客施設	港湾法第2条第5項第7号に規定する旅客施設	すべての施設
4 バスターミナル等	(1) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するバスターミナル (2) その他これに類する施設	すべての施設

別表第1の2（第3条の2） 建築物移動等円滑化基準（共同住宅を除く。）

（平25規則68・追加、令元規則19・一部改正）

（省略）

別表第1の3（第3条の2） 建築物移動等円滑化基準（共同住宅に限る。）

（平25規則68・追加、令元規則19・一部改正）

（省略）

別表第2（第4条第1項、第8条第1項） 建築物に関する一般都市施設整備基準

（平25規則68・全改）

（省略）

別表第3（第4条第1項） 道路に関する一般都市施設整備基準

(平25規則81・令元規則19・一部改正)

(省略)

別表第4 (第4条第1項) 公園に関する一般都市施設整備基準

(平25規則81・全改、令元規則19・一部改正)

(省略)

別表第5 (第4条第2項、第8条第1項) 建築物に関する指定施設整備基準

(平25規則68・全改、令元規則10・令元規則19・一部改正)

(省略)

別表第6 (第4条第2項) 道路(立体横断施設)に関する指定施設整備基準

(平16規則103・平20規則8・平25規則81・令元規則19・一部改正)

(省略)

別表第7 (第4条第2項) 公園に関する指定施設整備基準

(平25規則81・全改、令元規則19・一部改正)

(省略)

別表第8 (第4条第2項) 公共交通機関の施設に関する指定施設整備基準

(平16規則103・平20規則8・平25規則68・令元規則19・令2規則46・一部改

正)

整備項目	指定施設整備基準
1 移動等円滑化された経路	(1) 公共用通路(公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、当該施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの(以下「移動等円滑化された経路」という。)を、乗降場ごとに1以上設けなければならない。 (2) 移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、6の項に定める構造の傾斜路又は8の項に定める構造のエレベーターを設けなければならない。ただし、6の項に定める構造の傾斜路又は8の項に定める構造のエレベーターを設けることが地形上又は構造上困難な場合で9の項(2)に定める構造のエスカレーターを設けるときは、この限りでない。 (3) 公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、当該施設と一体的

	<p>に利用される他の施設の6の項に定める構造の傾斜路又は8の項に定める構造のエレベーターを利用することにより高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、(2)の規定によらないことができる。</p> <p>(4) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化された経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。</p> <p>(5) 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路 ((6)において「乗継経路」という。)のうち(2)及び(3)並びに2の項(1)及び3の項(1)に規定する基準を満たすものを、乗降場ごとに1以上設けなければならない。</p> <p>(6) 主たる乗継経路と(2)及び(3)並びに2の項(1)及び3の項(1)に規定する基準を満たす乗継経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。</p> <p>(7) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある場合には、(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化された経路をそれぞれ1以上設けなければならない。ただし、公共交通機関の施設の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該施設の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと市長が認める場合は、この限りでない。</p>
2 出入口	<p>(1) 移動等円滑化された経路を構成する出入口は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、180センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 段を設けないこと。ただし、段を5の項に定める構造に準じたものとし、6の項に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が円滑に</p>

	<p>開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>オ 出入口を横断する排水溝を設ける場合は、車椅子のキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p> <p>(2) (1)に定める構造の出入口以外の出入口に段が生じる場合は、5の項に定める構造に準じたものにしなければならない。</p>
3 通路	<p>(1) 移動等円滑化された経路を構成する通路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、主要な通路にあつては180センチメートル以上とし、その他の通路にあつては140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 段を設けないこと。ただし、段を5の項に定める構造に準じたものとし、6の項に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 壁面及び柱面の看板及び設置物は、突き出さないようにすること。やむを得ず突き出す場合は、面を取るなどの措置をとること。</p> <p>(2) (1)に定める構造の通路以外の通路に段が生じる場合は、5の項に定める構造に準じたものにしなければならない。</p>
4 改札口	<p>改札口のうち1以上は、幅を90センチメートル以上にしなければならない。</p>
5 階段	<p>階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 幅は、130センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 階段の両側には、7の項に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>(3) 回り段を設けないこと。</p> <p>(4) 踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。</p> <p>(5) 段鼻は、突き出さないようにし、踏面及び蹴上げと識別しやすい色とすること。</p> <p>(6) 蹴込板を設けること。</p>
6 傾斜路	<p>移動等円滑化された経路に傾斜路を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。</p>

	<p>(1) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、段に併設する場合は、100センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(3) 勾配は、12分の1以下とすること。</p> <p>(4) 高低差が75センチメートルを超える傾斜路については、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の平坦な部分を設けること。</p> <p>(5) 傾斜路の始末端部には、長さ150センチメートル以上の平坦な部分を設けること。</p> <p>(6) 傾斜路の両側には、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。</p> <p>(7) 必要に応じ、7の項に定める構造の手すりを設けること。</p>
7 手すり	<p>5の項に定める構造の階段及び6の項に定める構造の傾斜路に設ける手すりは、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 高さ75センチメートル以上85センチメートル以下のものと高さ65センチメートルのものとを併設すること。</p> <p>(2) 階段の踊場及び傾斜路の平坦な部分の手すりは、連続して設けること。</p> <p>(3) 握りやすい形状とすること。</p> <p>(4) 手すりは、階段及び段並びに傾斜路の始末端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</p>
8 エレベーター	<p>(1) エレベーターを設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 籠の奥行きは135センチメートル以上とし、籠の幅は140センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものについては、この限りでない。</p> <p>ウ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する</p>

	<p>装置を設けること。</p> <p>エ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>オ 籠内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>カ 籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</p> <p>キ 籠内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、車椅子使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。</p> <p>ク 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>ケ 乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。</p> <p>コ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>サ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。</p> <p>(2) 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの台数並びに籠の幅及び奥行きは、当該公共交通機関の施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。</p>
9 エスカレーター	<p>(1) エスカレーターを設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 踏面及び床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 緊急時に操作しやすい非常停止装置を分かりやすい位置に設けること。</p> <p>ウ くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別しやすい色とすること。</p> <p>エ ステップは、縁部分を識別しやすいように色で縁取りすること。</p>

	<p>オ 行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。</p> <p>(2) 1の項(2)ただし書の場合に設けるエスカレーターは、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア (1)に定める構造とすること。</p> <p>イ 車椅子乗用ステップ付きエスカレーターとすること。</p> <p>ウ エスカレーターを操作する者を呼び出すための装置を設けること。</p> <p>エ 上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置すること。 ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。</p>
10 鉄道の駅のホーム	<p>鉄道の駅のホームは、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) ホームの両端には、転落防止のためのさくを設けること。</p> <p>(3) ホームと車両とのすき間及び段差は、可能な限り小さくすること。</p> <p>(4) ホーム上の設置物は、高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。</p>
11 バス停留所	<p>バスターミナルのバス停留所は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) バスの行き先、運行系統、時刻表等の案内標示は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。</p> <p>ウ 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。</p> <p>エ 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。</p> <p>オ 案内標示の周辺に車椅子使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。</p>

	(2) 上屋及びベンチを設けなければならない。
12 タクシー乗り場	<p>タクシー乗り場は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) タクシー乗り場と車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とすること。</p> <p>(2) すりつけこう配は、12分の1を標準とすること。</p> <p>(3) 上屋及びベンチを設けること。</p>
13 便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 便所の出入口に戸を設ける場合は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ (2)イに定める構造の便所以外に便所を設ける場合は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造の戸、腰掛便座及び手すりを有するものを1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>エ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>オ 男子用小便器を設ける場合には、1以上は床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類するものとし、手すりを便器の前面及び両側に設けること。</p> <p>カ 洗面台を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>キ 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所内部の主な構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>ク 便所は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上や</p>

むを得ないものについては、この限りでない。)は、次に掲げるものでなければならない。

ア 便所及び便房の出入口及び床面には、段を設けないこと。ただし、6の項に定める構造の傾斜路と併設した床面については、この限りでない。

イ 便所内に、車椅子使用者が円滑に利用することができる次に掲げる構造の便房を1以上設けること。

(ア) 便房の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 便房の出入口の戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(ウ) 当該便房の出入口の戸又はその付近には、車椅子使用者が円滑に利用することができる旨を表示すること。

(エ) 車椅子使用者が円滑に利用することができる床面積を確保すること。

(オ) 腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。

(カ) 洗面台を1以上設け、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造とすること。

ウ 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。

(ア) 専用の汚物流しその他水洗器具の利用に必要な設備を設けること。

(イ) 当該便房の出入口の戸又はその付近には、水洗器具を設けた便房である旨を表示すること。

(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上やむを得ないものについては、この限りでない。)は、次に掲げるものでなければならない。

ア 便所内に、次に掲げる構造の便房を1以上設けること。

(ア) 乳幼児を座らせることができる設備を設けること。

	<p>(イ) 当該便所の出入口の戸又はその付近には、(ア)に規定する設備がある旨を表示すること。</p> <p>イ 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口の戸又はその付近には、当該設備がある旨を表示すること。</p>
14 案内表示	<p>(1) 公共交通機関の車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下この表において「主要な設備」という。）又は(4)に定める構造の案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けなければならない。</p> <p>(3) 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道の駅及び軌道の停留所にあつては、当該出入口又は改札口。以下この項において同じ。）の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。</p> <p>(4) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、主要な設備の配置を表示し、次に定める構造の案内板その他の設備を備えなければならない。ただし、主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。</p> <p>ウ 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。</p> <p>エ 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。</p> <p>オ 案内板その他の設備の周辺に車椅子使用者が近づけるよう十</p>

	分なスペースを確保すること。
15 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	<p>(1) 視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 大きさは、縦横それぞれ30センチメートル又は40センチメートルとすること。</p> <p>イ 色は、原則として黄色とすること。</p> <p>ウ 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。</p> <p>エ 形状は、次のとおりとすること。</p> <p>(ア) 突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする</p> <p>こと。</p> <p>(イ) 移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。</p> <p>(ウ) 視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。</p> <p>(2) 次に定める場所には、(1)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない。</p> <p>ア 出入口から主要な通路、エレベーター、券売機、出札口、改札口又は乗降場に至る連続した経路</p> <p>イ 階段、段及びエスカレーターの始末端部に近接した床面等の縦断勾配が急激に変化する場所</p> <p>ウ 鉄道の駅のホームの縁端及び両端</p> <p>エ 券売機、便所及び点字案内板の正面に至る経路</p> <p>オ バス停留所及びタクシー乗り場の乗車口</p> <p>(3) 4の項に定める構造の改札口の1以上には、音により視覚障害者を誘導する装置を設けなければならない。</p>
16 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	<p>主要な通路、乗降場及び出札口、案内所等のカウンターには、それぞれ1以上文字により情報を表示するための設備を設けなければならない。</p>
17 警報設備及び避難口誘導灯	<p>(1) 音響装置により火災を知らせる警報設備を設けなければならない。</p> <p>(2) 屋外へ通ずる出入口には、点滅型誘導灯を設けなければならない。</p>

	い。
18 附帯設備	<p>(1) 券売機を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 前面には、車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>イ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。</p> <p>ウ 操作ボタンは、点字による表示を行うこと。</p> <p>(2) カウンター、記載台、公衆電話台等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、車椅子使用者が利用しやすい高さ、幅及び奥行きを確保しなければならない。</p> <p>(3) 水飲みを設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 車椅子使用者が利用しやすい高さとし、周囲には十分なスペースを確保すること。</p> <p>イ 水栓は、光感知式、ボタン式又はレバー式とすること。</p> <p>(4) 自動販売機等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 前面には、車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>イ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。</p> <p>(5) ベンチを設ける場合は、高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設け、両端に手すり又は大きめの肘掛けのあるものを2以上設けなければならない。</p>

別表第9（第4条第2項）

（平16規則103・平17規則50・平20規則8・平25規則68・平25規則81・平25規則85・令元規則19・令2規則46・一部改正）

- 1 建築物
（省略）
- 2 道路

(省略)

3 公園

(省略)

4 公共交通機関の施設

区分	整備項目																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
	移動等円滑化された経路	出入口	通路	改札口	階段	傾斜路	手すり	エレベーター	エスカレーター	鉄道の駅のホーム	バス停留所	タクシー乗り場	便所	案内表示	視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	警報設備及び避難口誘導灯	附帯設備
1 鉄道の駅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○
2 軌道の停留所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○
3 港湾旅客施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○
4 バスターミナル等	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○

(備考)

1 ○印は、整備項目の欄に掲げるものが、当該各項に掲げる区分の公共交通機関の

施設にそれぞれ適用されるものであることを示す。

- 2 別表第1 4 公共交通機関の施設の部3の項及び4の項に掲げる施設については、別表第8の1の項(7)に規定する整備基準は、適用しない。

別表第10（第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第4項）

（平25規則68・平25規則81・令元規則19・令2規則46・一部改正）

区分	図書	
	種類	明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、対象となる建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差、対象となる建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置、幅員及び種類、敷地内の通路の構造並びに車椅子使用者用駐車施設の位置及び寸法
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び床面積、客室の数、移動等円滑化経路及び案内設備までの経路の位置、車椅子使用者用客室及び案内所の位置、別表第5の13の項に規定する標識の位置、同表の14の項(1)に規定する案内板その他の設備の位置、同表の14の項(2)に規定する設備の位置、移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造、移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーの構造、車椅子使用者用客室の便所及び浴室等の構造、便所の位置及び構造並びに階段、踊場、手すり等及び階段に代わる傾斜路の位置及び構造
	2面以上の断面図	縮尺及び床の高さ
道路	案内図	方位、道路及び目標となる地物
	概略図	縮尺、方位、立体横断施設の位置、規模及び形状並びに当該立体横断施設に設置する階段、通路、昇降機その他の主要部分の位置及び寸法
公園	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物

	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、主要な出入口及び園路、土地の高低並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
公共交通機関の施設	付近見取図	方位、道路及び目標となる建物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、事前協議に係る建築物と他の建築物との別、敷地内における改札口、乗降場、通路その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、移動等円滑化された経路の位置並びに乗降場、通路、階段、昇降機、車椅子使用者が円滑に利用できる便所を有する便所その他の主要部分の位置及び寸法
	別表第8の1の項(4)又は(6)に規定する場合にあっては、同項(4)又は(6)に規定する整備基準にそれぞれ適合していることを示す図書	
共通	その他市長が必要と認める図書	

(備考)

施設の区分に応じた図書を添付すること。

(以下、省略)